

政府あす辺野古代執行

来月着工 沖縄県、最高裁上告へ

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古移設を巡り、政府は26日、工事の設計変更を沖縄県に代わって承認する「代執行」を28日に行うと発表した。地方自治法に基づき国が代執行する初の事例となる。防衛省沖縄防衛局は来年1月12日にも軟弱地盤がある大浦湾側の工事に着手する。県は強く反発。設計変更の承認を命じた福岡高裁那覇支部判決を不服として、期限となる27日に最高裁へ上告する方針だ。

齊藤鉄夫国土交通相が26日午前、国の代執行を通知する文書を玉城デニー知事へ発出した。27日に県庁へ到着する見通しだ。県は「到達後、内容を確認し対応を検討する」と説明。28日の代執行は、国交相が知事に代わって承認したことを示す書類を、防衛省が受け取ることで完了する。代執行は2000年の地方分権改革に伴い地方自治

古移設を巡り、政府は26日、工事の設計変更を沖縄県に代わって承認する「代執行」を28日に行うと発表した。地方自治法に基づき国が代執行する初の事例となる。防衛省沖縄防衛局は来年1月12日にも軟弱地盤がある大浦湾側の工事に着手する。県は強く反発。設計変更の承認を命じた福岡高裁那覇支部判決を不服として、期限となる27日に最高裁へ上告する方針だ。

法で規定。国が自治体に委ねている「法定受託事務」の管理や執行を自治体が怠った場合などに、所定の手続きを経て担当者が事務を行う。政府は、高裁支部から承認を命じられた県が25日までに期限内に承認しなかつたためだと説明している。県は弁護士や行政法の専門家を交え、上告理由を詰めている。県幹部は判決に關し「代執行の要件である

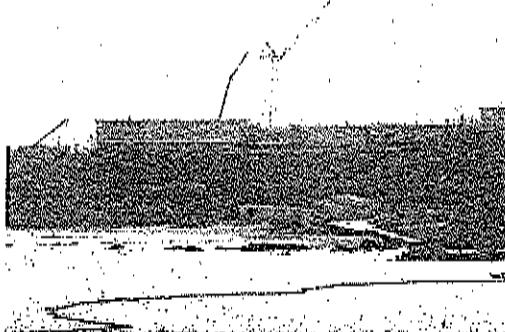
「公益」の判断基準について、一方的に国の公益のみを採用しており、さまでまことに問題がある」と指摘する。ただ、逆転勝訴しない限り工事を止められない仕組みとなっている。

齊藤氏は記者会見で「上

告は執行停止の効力を有しない」と言及。県が国との対話を求めている点には「防衛省の所管事業であり、回答は控える」とした。

代執行訴訟は、15年11月、辺野古沿岸部の埋め立て承認を取り消した当時の翁長雄志知事に対し、国側が撤回を求めて提訴して以

て工事が進む沖縄県名護市辺野古。手前は大浦湾＝25日



米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設で想定されるラジカルの日程	
2023年12月27日	辺野古移設を巡る代執行訴訟で、沖縄県が福岡高裁那覇支部判決を不服として最高裁に上告
28日	齊藤鉄夫国土交通相が辺野古工事の設計変更承認を代執行
24年1月12日	防衛省沖縄防衛局が軟弱地盤がある大浦湾側の工事に着手
24年	任期満了に伴う県議選
26年	任期満了に伴う名護市長選、宜野湾市長選、県知事選
30年代	辺野古移設工事完了、普天間飛行場返還